令和元年８月

かずさ水道広域連合企業団議会臨時会議案等

かずさ水道広域連合企業団

令和元年８月
かずさ水道広域連合企業団議会臨時会議案等目録

議案等番号	件　　名	頁
議案第１号	かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第２号	かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第３号	かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について	11
報告第１号	平成３０年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計予算繰越計算書について	13

議案第１号

かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年８月５日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　芳　邦

かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例（平成３１年かずさ水道広域連合企業団条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号及び第２号中「１００分の１０８」を「１００分の１１０」に改める。

附　則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

議案第２号

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年８月５日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　　芳　邦

かずさ水道広域連合企業団条例第　　号

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

第１条　かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例（平成３１年かずさ水道広域連合企業団条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「別表第２」を「別表第１」に改める。

第２６条中「別表第３」を「別表第２」に改め、同条第２項中「君津市水道事業給水条例（昭和５０年君津市条例第５２号）」を「君津市水道事業給水条例（平成７年君津市条例第２４号）」に改める。

第２９条第１項中「別表第３」を「別表第２」に改める。

第３２条第１項中「別表第４」を「別表第３」に改める。

附則第２項中「木更津市水道事業給水条例（平成９年木更津市条例第２６号）、君津市水道事業給水条例（平成７年君津市条例第２４号）、富津市水道事業給水条例（昭和４６年富津町条例第８５号）又は袖ケ浦市水道事業給水条例（平成９年袖ケ浦市条例第２５号）」を「木更津市水道事業給水条例、君津市水道事業給水条例、富津市水道事業給水条例又は袖ケ浦市水道事業給水条例」に改める。

別表第１を削り、別表第２を別表第１とし、別表第３を別表第２とし、別表第４を別表第３とする。

第２条　かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第３５条第１項中「第５条」を「第６条」に改める。

別表第１を次のように改める。

（別表第１（第８条第２項）　別紙）

別表第２を次のように改める。

（別表第２（第２６条）　別紙）

別表第３中「５４０円」を「５５０円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和元年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第１条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第２条の規定による改正後のかずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例別表第１の規定は、施行日以後の申込みに係る加入負担金について適用し、施行日前の申込みに係る加入負担金については、なお従前の例による。

3　第２条の規定による改正後のかずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例別表第２の規定は、施行日以後の水道の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、施行日の前日までの水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

4　前項の規定にかかわらず、第２条の規定の施行の際、現に施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年１０月３１日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月３１日後であるものにあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月３１日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

5　前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数が生じたときは、これを１月とする。

6　第２条の規定による改正後のかずさ水道広域連合企業団水道事事業給水条例別表第３の規定は、施行日以後の水道の使用の開始又は中止に係る手数料について適用し、施行日前の水道の使用の開始又は中止に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第１（第８条第２項）

給水管の口径	負担金額
１３ミリメートル	１１０，０００円
２０ミリメートル	２９７，０００円
２５ミリメートル	５０６，０００円
３０ミリメートル	７７０，０００円
４０ミリメートル	１，５４０，０００円
５０ミリメートル	２，７５０，０００円
６５ミリメートル	５，１７０，０００円
７５ミリメートル	７，３７０，０００円
１００ミリメートル	１５，４００，０００円
１２５ミリメートル	２６，４００，０００円
１５０ミリメートル	４１，８００，０００円
２００ミリメートル	８５，８００，０００円
２５０ミリメートル	１５１，８００，０００円
３００ミリメートル	２４０，９００，０００円

別表第２（第２６条）

⑴　木更津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金（１立方メートルにつき）
		水量	料金	
一般用	２０ミリメートル以下	なし	１，９８０円	１～２０立方メートルまで １０４円５０銭 ２１～６０立方メートルまで ２２５円５０銭 ６１～１００立方メートルまで ２８６円 １０１～３００立方メートルまで　３６３円 ３０１～６００立方メートルまで　４２３円５０銭 ６０１～１，０００立方メートルまで　４８４円 １，００１立方メートル以上 ５１７円
	２５ミリメートル		４，２９０円	
	３０ミリメートル		５，９４０円	
	４０ミリメートル		１０，４５０円	
	５０ミリメートル		１７，０５０円	
	７５ミリメートル		２４，２００円	
	１００ミリメートル		５８，３００円	
	１２５ミリメートル		７１，５００円	
	１５０ミリメートル		８８，０００円	
	２００ミリメートル以上		１２９，８００円	
浴場営業用		２００立方メートルまで	９，９００円	２０１～５００立方メートルまで　１１０円 ５０１立方メートル以上 １４３円
臨時用				１立方メートルにつき ５５０円

(2)　君津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金（１立方メートルにつき）
		水量	料金	
一般用	２０ミリメートル以下	なし	１，９８０円	１～２０立方メートルまで １３２円
	２５ミリメートル		３，９６０円	２１～４０立方メートルまで ２２５円５０銭
	３０ミリメートル		８，８００円	
	４０ミリメートル		１８，４８０円	４１～６０立方メートルまで ２５７円４０銭
	５０ミリメートル		４９，５００円	
	６５ミリメートル		７５，９００円	６１～１００立方メートルまで ３６９円６０銭
	７５ミリメートル		１１３，３００円	
	１００ミリメートル		２２６，６００円	１０１～２００立方メートルまで　４０１円５０銭
	１２５ミリメートル		３６６，３００円	２０１～５００立方メートルまで　４４２円２０銭
	１５０ミリメートル		６５３，４００円	５０１立方メートル以上 ４８４円
臨時用				１立方メートルにつき ６６０円

(3)　富津市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金（１立方メートルにつき）
		水量	料金	
一般用	１３ミリメートル	なし	２，７５０円	１～２０立方メートルまで ８８円 ２１～６０立方メートルまで ２６４円 ６１～１２０立方メートルまで ３７４円
	２０ミリメートル		３，９６０円	１２１～２２０立方メートルまで　４４０円 ２２１～３２０立方メートルまで　４９５円 ３２１立方メートル以上 ５３９円
	２５ミリメートル	なし	６，４９０円	１～４０立方メートルまで ２６４円 ４１～１００立方メートルまで ３７４円 １０１～２００立方メートルまで　４４０円 ２０１～３００立方メートルまで　４９５円 ３０１立方メートル以上 ５３９円
	３０ミリメートル		９，６８０円	
	４０ミリメートル		１９，３６０円	
	５０ミリメートル		２８，８２０円	
	７５ミリメートル		７０，６２０円	
	１００ミリメートル		１２２，１００円	
	１５０ミリメートル		別に定める	
臨時用				１立方メートルにつき ７９２円

⑷　袖ケ浦市の区域

給水装置の用途	メーターの口径	基本料金		水量料金（１立方メートルにつき）
		水量	料金	
一般用	１３ミリメートル	なし	１，２６５円	１～２０立方メートルまで １４１円９０銭 ２１～４０立方メートルまで １７４円９０銭 ４１～６０立方メートルまで ２２４円４０銭 ６１～１００立方メートルまで ２６１円８０銭 １０１～３００立方メートルまで　３１９円 ３０１～５００立方メートルまで　３６３円 ５０１立方メートル以上 ３９９円３０銭
	２０ミリメートル		１，９８０円	
	２５ミリメートル		３，３３３円	
	３０ミリメートル		５，０７１円	
	４０ミリメートル		１０，１７５円	
	５０ミリメートル		１７，４１３円	
	７５ミリメートル		４５，９４７円	
	１００ミリメートル		９３，１１５円	
	１５０ミリメートル		２４１，８６８円	
臨時用				１立方メートルにつき ５５０円

議案第３号

かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年８月５日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　芳　邦

かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例（平成３１年かずさ水道広域連合企業団条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の１中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第１号

平成３０年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

平成３０年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和元年８月５日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長　　渡　辺　芳　邦

平成３０年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
			円	円	円	円	円	円	
１資本的支出	１建設改良費	大寺浄水場新管理本館築造工事	610,020,400	371,779,200	226,886,400	226,886,400	11,354,800	0	施工に当たり、浄水場内の既設管が支障となることから予定外の切り廻し工事が必要となり、その影響等により年度内に完成できないため工事の一部を繰り越すものである。
		大寺浄水場新管理本館築造工事監理業務委託	7,521,120	4,654,800	2,866,320	2,866,320	0	0	監理対象である上記工事の繰越に伴い、業務委託の一部を併せて繰り越すものである。
合計			617,541,520	376,434,000	229,752,720	229,752,720	11,354,800	0	